

資料 1

| 坂井市コミュニティセンター条例（案） | 確認事項 | 坂井市コミュニティセンター条例施行規則（案） | 確認事項 |
|---|--|---|------|
| <p style="text-align: right;">平成 27 年〇〇月〇〇日 条例第〇〇号</p> | | <p style="text-align: right;">平成 27 年〇月〇日 規則第〇号</p> | |
| <p>（設置） 第 1 条 坂井市まちづくり基本条例（平成 23 年坂井市条例第 14 号）の理念に基づく市民と行政による協働のまちづくりを推進し、個性豊かで活力のある地域社会の実現に寄与するとともに、市民の地域づくり活動、社会教育推進・生涯学習活動の拠点として、また、市民相互の交流を促進する場として坂井市コミュニティセンター（以下、「センター」という。）を設置する。</p> | <p>→上位規定 まちづくり基本条例 →従来の公民館事業を実施する施設</p> | <p>（趣旨） 第 1 条 この規則は、坂井市コミュニティセンター条例（平成〇年坂井市条例第〇号。以下「条例」という。）第 16 条の規定に基づき、坂井市コミュニティセンター（以下「センター」という。）の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> | |
| <p>（センターの位置づけ） 第 2 条 センターは、社会教育法第 21 条に基づく施設とみなす。</p> | <p>→公民館機能を有する施設であることも明示しておく。</p> | | |
| <p>（名称及び位置） 第 3 条 センターの名称及び所在地は、別表 1 に定めるとおりとする。</p> | | | |
| <p>（事業） 第 4 条 センターにおいては、次に掲げる事業等を行うものとする。 （1）協働のまちづくりを推進し、市民が行う自主的な地域づくり活動を支援する事業 （2）社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）第 22 条に規定する社会教育事業 （3）市民の交流を促進しコミュニティの形成に資する事業 （4）前各号に掲げるもののほか、設置の目的を達成するために必要な事業等 （5）その他市長が必要と認める事業</p> | <p>→市（コミセン）の地域づくり活動に対する支援 →市（コミセン）が実施する「従来の公民館事業」 →コミセン、まち協が実施する主体的な事業</p> | <p>（職員） 第 2 条 センターにセンター長を置き、その他必要な職員を置くことができる。 2 センター長は市長が任命する。 3 センター長は、条例第 4 条に規定する事業を達成するため、市長の命を受けて、事務を掌握し、所属職員を指揮監督する。 4 その他の職員は、センター長の命を受けて担当業務に従事する。</p> | |
| <p>（休館日） 第 5 条 センターの休館日は、次に掲げるとおりとする。 （1）毎月第 3 日曜日 （2）国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に定める休日。 （3）12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日 2 前項の規定にかかわらず、市長は、必要があると認めるときは、同項に定める休館日に開館し、又は臨時に休館日を設けることができる。</p> | | | |
| <p>（使用時間） 第 6 条 センターの使用時間は、午前 8 時 30 分から午後 9 時 30 分までとする。 2 前項に定める使用時間には、準備及び後片付けに要する時間を含むものとする。 3 第 1 項の規定にかかわらず、市長は、特別の理由があると認めるときは、同項に規定する使用時間を臨時に変更することができる。</p> | | | |
| <p>（使用の許可等） 第 7 条 センターを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。 2 市長は、前項の申請を審査し、適当と認めるときは、規則で定めるところにより、申請者に使用を許可するものとする。 3 市長は、センターの管理上必要があると認めるときは、前項の使用許可に条件を付すことができる。 4 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、第 2 項の許可を与えないものとする。 （1）公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。 （2）危険物を使用するもので、災害発生のおそれがあると認められるとき。 （3）施設又は設備若しくは器具を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。 （4）集団的又は常習的に暴力又は不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。 （5）入場料の徴収及び物品の販売又はこれに類する行為を行うおそれがあると認められるとき。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。 （6）その他施設等の管理に支障があるとき。</p> | | <p>（使用の申込み） 第 3 条 条例第 7 条の規定によりセンターを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、坂井市コミュニティセンター使用許可申請書（別記様式第 1 号。以下「使用許可申請書」という。）を市長に提出しなければならない。 2 前項に定める使用許可申請書の受付期間は、使用日の属する月の 1 月前の初日から使用日の前日までとする。 3 前項の規定にかかわらず、センター長は、市長の承認を得て使用許可申請書の受付期間を変更することができる。</p> | |
| <p>（特別の設備の制限） 第 8 条 使用者は、特別の設備をし、器具の持ち込みをしようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。</p> | | <p>（使用の許可等） 第 4 条 前条の規定による申請があったときは、その内容を審査のうえ、これを許可したのものについては、坂井市コミュニティセンター使用許可書（別記様式第 2 号。以下「使用許可書」という。）を申請者に交付するものとする。 2 使用許可書の交付を受けた者（以下「使用者」という。）は、条例に定める使用料を、別に定める納付書により納付しなければならない。</p> | |

| 坂井市コミュニティセンター条例（案） | 確認事項 | 坂井市コミュニティセンター条例施行規則（案） | 確認事項 |
|---|------|---|----------|
| <p>（使用許可の取消し等）</p> <p>第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用の許可を取り消し、又は使用を中止させ、若しくは変更させることができる。</p> <p>(1) センターの使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が第7条第4項各号のいずれかに該当するに至ったとき。</p> <p>(2) 使用者がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。</p> <p>(3) 使用者が使用の許可の条件に違反したとき。</p> <p>(4) その他市長が特に必要があると認めるとき。</p> <p>2 使用者が前項第1号から第3号までのいずれかに該当し、同項の処分を受けた場合において、使用者に損害が生ずることがあっても、市長はその補償の責めを負わない。</p> | | <p>（使用の取消し及び変更の手続）</p> <p>第5条 使用者が、センターの使用を取り消し、又は使用時間若しくは使用内容を変更しようとするときは、取消しの場合は直ちに、変更の場合は使用日3日前までに、坂井市コミュニティセンター使用取消・変更許可申請書（別記様式第3号）に、既に交付した使用許可書を添えて市長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の規定による申請があったときは、その内容を審査のうえ、これを許可したものについては、坂井市コミュニティセンター使用取消・変更許可書（別記様式第4号）を交付する。この場合において、使用者は、使用時間又は使用内容の変更を許可されたことにより、既納の使用料に不足を生じたときは、当該不足分を、直ちに納付しなければならない。</p> | |
| <p>（使用料等）</p> <p>第10条 市長は、施設の使用を許可する場合において、別表2に定める使用料を徴収するものとする。</p> <p>2 市長は、必要があると認めるときは、前項の使用料を規則で定める基準により減免することができる。</p> | | <p>（使用料の減免）</p> <p>第7条 条例第10条第2項の規定により使用料の減免を受けようとする者は、第3条の規定による使用許可申請書とあわせ坂井市コミュニティセンター使用料減免申請書（別記様式第6号）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、次に規定する登録団体はこの限りでない。</p> <p>2 前項の規定による申請があったときは、その内容を審査のうえ、減免の決定について坂井市コミュニティセンター使用料減免決定通知書（別記様式第7号）により通知するものとする。</p> <p>3 使用料の減免の基準は、別表1に定めるとおりとする。</p> | →詳細は今後作成 |
| <p>（使用料の還付）</p> <p>第11条 既納の使用料は、還付しない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、既納の使用料の全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(1) 災害その他使用者の責任によらない理由により、使用することができなかつたとき。</p> <p>(2) 市長が、公益上やむを得ない理由により、使用の許可を取り消し、又は使用を中止させ、若しくは変更させたとき。</p> <p>(3) 使用者が、使用を開始する日の30日前までに使用の取消し又は変更を求める申出をし、市長がこれを許可したとき。</p> <p>(4) その他市長が特別の理由があると認めるとき。</p> | | <p>（登録団体）</p> <p>第8条 センター使用団体は、センターを定期的に使用し、使用料の減免措置を受けようとする場合には、坂井市コミュニティセンター関係団体登録申請書（別記様式第8号）を市長に提出して登録を申請することができる。但し、次の各号に掲げる要件を全て満たす団体に限る。</p> <p>(1) 市内在住・在勤・在学者が、過半数以上で構成された団体</p> <p>(2) 月1回以上の学習活動または地域づくり活動を行う団体</p> <p>(3) センター、まちづくり協議会等が実施する地域づくり活動等に積極的な参加に努める団体</p> <p>(4) 会員数が5名以上で構成する団体 但し、会員数には都合により休止している者は含まない。</p> <p>2 市長は、前項に規定する申請のあった団体について、妥当と認めるときは登録をするものとする。</p> <p>3 前項の決定により登録された団体（以下「登録団体」という。）に係る登録の有効期限は、登録決定された日の属する年度までとする。</p> <p>4 登録団体は、第1項の申請書の記載事項に変更を生じたときは、速やかに市長に届け出なければならない。</p> <p>5 市長は、登録団体がその趣旨に適合しなくなつたと認めるとき又は登録団体が次の各号に判明した場合は、当該登録を取り消すことができる。</p> <p>(1) センター使用団体登録申請の内容に偽りがあつたとき。</p> <p>(2) 自らが営利を目的とした事業又は他の営利事業に団体の名称を利用させるような行為をしたとき。</p> <p>(3) 特定の政党の利害に関する政治活動をしたとき。</p> <p>(4) 特定の宗教を支持し、又は教派もしくは教団を支援する宗教団体活動をしたとき。</p> <p>(5) 社会的信用を失墜するほか、本要項の目的に反する活動をしたとき。</p> <p>(6) その他、センターが団体登録として不適格と認めるとき。</p> <p>6 市長は、前項の規定に基づき登録を取り消した場合は、登録団体及び登録団体の代表者に対し登録日以降に減免した使用料に相当する額を納付させることができる。</p> | |

| 坂井市コミュニティセンター条例（案） | 確認事項 | 坂井市コミュニティセンター条例施行規則（案） | 確認事項 |
|---|------|--|------|
| <p>（入館者の制限）</p> <p>第12条 市長は、入館者が第7条第4項に該当すると認めるときは、その入館者に対してセンターへの入場を拒否し、又は退去させることができる。</p> | | <p>（使用者等の遵守事項）</p> <p>第9条 使用者及び入館者は、センター内において、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。</p> <p>(1) 騒音、怒声等を発し、又は暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。</p> <p>(2) 許可された施設、附属設備等以外のものを使用しないこと。</p> <p>(3) 許可された使用時間を厳守するとともに、清掃等後始末を行うこと。</p> <p>(4) 許可なくして火気を使用しないこと。</p> <p>(5) 許可なくして建物等に貼紙をし、又はくぎ類を打ち込まないこと。</p> <p>(6) 許可なくして物品の販売をし、又は金品の寄附募集行為をしないこと。</p> <p>(7) 定められた場所以外で飲食及び喫煙をしないこと。</p> <p>(8) 前各号に定めるもののほか、センター長が特に指示した事項。</p> <p>2 センター長は、センターの利用者が前項に定める事項を守らないときは、センターへの入館を拒否し、又は使用の許可を取り消すことができる。</p> | |
| <p>（目的外使用及び権利譲渡の禁止）</p> <p>第13条 使用者は、許可を受けた目的以外にセンターを使用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。</p> | | <p>（係員の立入り）</p> <p>第10条 市長は、センターの管理運営上必要と認めるときは、使用している施設に係員を立ち入らせることができる。</p> <p>2 前項の場合において、使用者は、当該係員の職務上の立入りを拒むことができない。</p> | |
| <p>（原状回復の義務）</p> <p>第14条 使用者は、センターの使用を終了したときは、使用后直ちに原状に回復しなければならない。第7条の規定により使用の許可を取り消され、又は使用を中止された場合も同様とする。</p> <p>2 使用者が前項の義務を履行しないときは、市長がこれを執行し、その費用を使用者から徴収する。</p> | | | |
| <p>（損害賠償）</p> <p>第15条 使用者は、センターの使用中に建物又は附属設備等を損傷し、又は滅失した場合において、原状回復ができないときは、市長の定めるところにより原状回復に必要な費用を賠償しなければならない。</p> | | <p>（連絡等にあたるセンター）</p> <p>第11条 別表2の左欄に掲げるセンターは、当該センターごとの同表右欄に掲げるセンターの連絡等にあたるセンターとする。</p> <p>2 連絡等にあたるセンターは、センター相互の連絡調整に関する事務を行うこととする。</p> <p>（公印）</p> <p>第12条 センターが使用する公印の名称、用途等は、別表3のとおりとし、そのひな型は、別表4のとおりとする。</p> <p>（簿冊）</p> <p>第13条 センターに次の簿冊を備えなければならない。</p> <p>(1) センター使用日誌</p> <p>(2) センター使用管理台帳</p> <p>(3) センター登録団体台帳</p> <p>(4) 利用申請書綴</p> <p>(5) 備品台帳</p> <p>(6) その他、市長が必要と認める簿冊</p> <p>（報告）</p> <p>第14条 センター長は、毎年度9月と3月に事業計画及び半期の事業報告を別に定めるところにより、市長に提出しなければならない。</p> | |
| <p>（委任）</p> <p>第16条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。</p> | | <p>（その他）</p> <p>第15条 この規則に定めるもののほか、センターの管理運営について必要な事項は、別に定める。</p> | |

| 坂井市コミュニティセンター条例（案） | 確認事項 | 坂井市コミュニティセンター条例施行規則 | 確認事項 |
|---|------|---|------|
| <p>附 則 （施行期日）</p> <p>1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。 （坂井市公民館条例の廃止）</p> <p>2 坂井市公民館条例（平成 18 年坂井市条例第 144 号）は、廃止する。 （経過措置）</p> <p>3 この条例の施行の日の前日までに、坂井市公民館条例の規定によりなされた処分、 手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。</p> | | <p>附 則 （施行期日）</p> <p>1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。 （坂井市公民館条例施行規則の廃止）</p> <p>2 坂井市公民館条例施行規則（平成 18 年坂井市教育委員会規則第 26 号）は、廃止す る。 （経過措置）</p> <p>3 この規則の施行の日の前日までに、坂井市公民館条例施行規則の規定によりなされ た処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみ なす。</p> | |
| <p>（坂井市特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例の一部改正）</p> <p>4 坂井市特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例（平成 18 年坂井市条例第 33 号） の一部を次のように改正する。 第 4 条中「公民館長」を「コミュニティセンター長」に改める。 別表第 4 中「公民館長」を「コミュニティセンター長」に改める。</p> | | | |

別表（第3条関係）

| 名 称 | 位 置 |
|------------------|---------------------|
| 三国コミュニティセンター | 坂井市三国町北本町二丁目1番33号 |
| 雄島コミュニティセンター | 坂井市三国町宿三丁目2番5号 |
| 加戸・公園台コミュニティセンター | 坂井市三国町加戸第136号7番地7 |
| 新保コミュニティセンター | 坂井市三国町新保第12号9番地 |
| 浜四郷コミュニティセンター | 坂井市三国町下野第58号16番地 |
| 三国木部コミュニティセンター | 坂井市三国町楽円第30号1番地 |
| 三国東部コミュニティセンター | 坂井市三国町西今市第16号35番地 |
| 鳴鹿コミュニティセンター | 坂井市丸岡町上金屋第5号10番地12 |
| 鳴鹿第二コミュニティセンター | 坂井市丸岡町新鳴鹿1丁目159番地 |
| 磯部コミュニティセンター | 坂井市丸岡町下安田第19号15番地 |
| 高椋コミュニティセンター | 坂井市丸岡町西里丸岡第12号21番地1 |
| 高椋西部コミュニティセンター | 坂井市丸岡町舟寄第110号15番地1 |
| 高椋東部コミュニティセンター | 坂井市丸岡町板倉第45号47番地 |
| 丸岡コミュニティセンター | 坂井市丸岡町霞町1丁目13番地1 |
| 長畝コミュニティセンター | 坂井市丸岡町八ヶ郷第24号9番地 |
| 長畝第二コミュニティセンター | 坂井市丸岡町坪江第11号36番地 |
| 竹田コミュニティセンター | 坂井市丸岡町山竹田第119号3番地 |
| 春江南コミュニティセンター | 坂井市春江町江留上大和4番地8 |
| 春江中コミュニティセンター | 坂井市春江町随応寺第17号17番地 |
| 春江西コミュニティセンター | 坂井市春江町本堂第22号15番地 |
| 大石コミュニティセンター | 坂井市春江町上小森第6号12番地 |
| 春江東コミュニティセンター | 坂井市春江町中筋第24号6番地 |
| 東十郷コミュニティセンター | 坂井市坂井町長畑第25号11番地1 |
| 大関コミュニティセンター | 坂井市坂井町東第12号5番地1 |
| 兵庫コミュニティセンター | 坂井市坂井町上兵庫第65号15番地1 |
| 坂井木部コミュニティセンター | 坂井市坂井町高柳第117号9番地 |

別表1（第7条関係）

| 摘要 | 団 体 |
|-----|---|
| (1) | 坂井市または教育委員会が主催もしくは、共催する事業に使用する団体 |
| (2) | 地域を代表する公共的な団体、または、まちづくり活動および教育活動として使用する団体 |
| (3) | 社会福祉団体が使用する団体 |
| (4) | あらかじめ使用団体登録の手続きをとった団体 |
| (5) | 前各号に定めたもののほか、市長が特に必要と認めた団体 |

詳細については、別に定める。

別表2（第11条関係）

| | |
|----------------------|---|
| <p>三国コミュニティセンター</p> | <p>雄島コミュニティセンター 加戸・公園台コミュニティセンター 新保コミュニティセンター 浜四郷コミュニティセンター 三国木部コミュニティセンター 三国東部コミュニティセンター</p> |
| <p>高椋コミュニティセンター</p> | <p>鳴鹿コミュニティセンター 鳴鹿第二コミュニティセンター 磯部コミュニティセンター 高椋西部コミュニティセンター 高椋東部コミュニティセンター 丸岡コミュニティセンター 長畝コミュニティセンター 長畝第二コミュニティセンター 竹田コミュニティセンター</p> |
| <p>春江中コミュニティセンター</p> | <p>春江南コミュニティセンター 春江西コミュニティセンター 大石コミュニティセンター 春江東コミュニティセンター</p> |
| <p>東十郷コミュニティセンター</p> | <p>大関コミュニティセンター 兵庫コミュニティセンター 坂井木部コミュニティセンター</p> |